

文京区自殺対策計画の策定について

1 趣旨

平成28年改正自殺対策基本法第13条第2項に基づき、市町村は自殺対策計画の策定が義務付けられた。区は国の自殺総合対策大綱、市町村自殺対策計画策定の手引き及び東京都の自殺総合対策計画を踏まえ、「誰も自殺に追い込まれることのない社会」の実現に向けた取組を推進するため、文京区自殺対策計画を策定することとなった。

2 検討の経緯

平成30年 9月	第1回自殺対策計画策定検討会議
平成30年12月	第1回自殺対策委員会 第2回自殺対策計画策定検討会議
平成31年 1月	第2回自殺対策委員会 第3回自殺対策計画策定検討会議

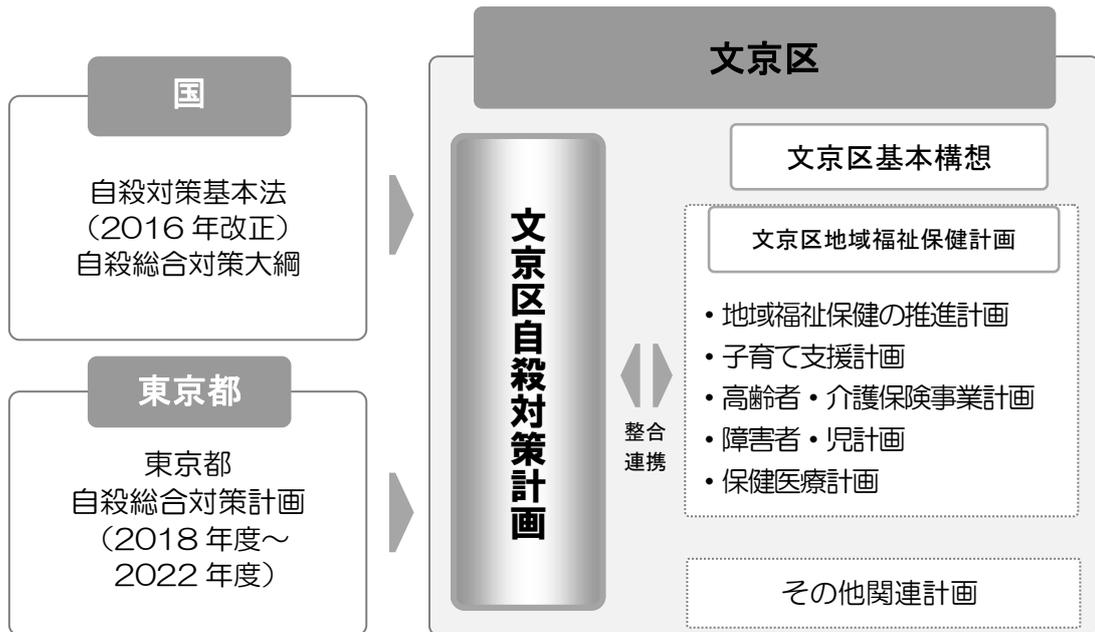
3 今後のスケジュール(予定)

平成31年3月～6月	パブリックコメントの実施 自殺対策計画策定検討会議及び自殺対策委員会にて検討 庁議及び6月定例議会にて最終案報告
7月	文京区自殺対策計画の策定

文京区自殺対策計画(素案)について

1 計画の位置づけ

「東京都自殺総合対策計画」や本区の上位計画である「文京区基本構想」、関係する他の計画である「地域福祉保健の推進計画」「子育て支援計画」「高齢者・介護保険事業計画」「障害者・児計画」「保健医療計画」等との整合性・連携を図りながら進めていきます。



2 計画の期間

本計画の計画期間は、2019年度から2023年度までの5年間とします。

社会情勢の変化、国や都の動向を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

3 計画の内容

素案では、本計画は5章により構成しています。

- 第1章 計画策定にあたって
- 第2章 文京区の自殺の現状
- 第3章 文京区自殺対策計画の基本的な考え方
- 第4章 自殺対策推進のための取組
- 第5章 計画の推進